

第1回 横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会

平成28年11月10日（木）13時15分

横浜市庁舎 5階関係機関執務室

開 会

1 議事

- (1) 委員長の選任
- (2) 委員会の運営について
- (3) 横浜市現市庁舎街区等活用事業について（協議）
- (4) その他

2 事務連絡

閉 会

横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

あだち 足立	しんいちろう 慎一郎	株式会社日本政策投資銀行地域企画部 担当部長
いしかわ 石川	えいこ 永子	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
きしい 岸井	たかゆき 隆幸	日本大学理工学部 教授
くによし 国吉	なおゆき 直行	横浜市立大学国際総合科学部 特別契約教授
にしだ 西田	まさえ 雅江	西田雅江法律事務所 弁護士
のほら 野原	たく 卓	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 准教授
はるた 治田	ゆか 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表
やがさき 矢ヶ崎	のりこ 紀子	東洋大学国際地域学部 准教授

横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例

平成 28 年 9 月 26 日

横浜市条例第 46 号

(設置)

第 1 条 横浜市市庁舎、横浜市市庁舎が所在する街区内の土地及び横浜市教育文化センターが所在する土地を事業提案型の公募により有効に活用し、横浜市市庁舎の移転を契機とした関内・関外地区の活性化を推進する事業（以下「現市庁舎街区等活用事業」という。）の適正な実施を図るため、市長の附属機関として、横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 現市庁舎街区等活用事業の実施方針に関すること。
- (2) 現市庁舎街区等活用事業における事業者の提案の審査及び当該事業者の選定に関すること。
- (3) その他現市庁舎街区等活用事業に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 2 号の事業者の選定に係る答申を市長が受けた日までとする。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第2号の事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 平成24年 3 月

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第 2 条 この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

(会議開催の事前公表)

第 3 条 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第 1 号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 前項の会議案内は、横浜市市民情報センター（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所総務部区政推進課広報相談係）に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

(非公開等の決定)

第 4 条 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(理由等の会議録への記録等)

第5条 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

(会議の傍聴等)

第6条 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8条 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関設置運営要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写し等を、会議録の確定後、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

(運営状況の報告)

第9条 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(附属機関の長が選任されていない場合の特例)

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会委員の選任等に関する要綱

制定 平成 28 年 11 月 1 日 都再第 1103 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例(平成 28 年 9 月横浜市条例第 37 号。以下「条例」という。)に基づき設置する横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会（以下「委員会」という。）委員の選任等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 市長は、条例第 3 条第 2 項に基づき、主として、次の各号に掲げる分野に関する専門知識を有する者のうちから委員を任命する。

- (1) 都市計画
- (2) 都市デザイン・歴史
- (3) まちづくり・景観
- (4) 観光
- (5) 建築・防災
- (6) 地域経済
- (7) 公民連携・資金計画
- (8) 法律

2 市長は、次の各号の一に該当し、委員会の審議その他公正、公平を妨げる事情があると認める場合は、委員をその職から解くものとする。

- (1) 委員が、審議案件に関わる事業者（複数の企業により構成されるグループの場合は、グループを構成する企業の全て。以下「応募事業者」という。）又はその子会社若しくは親会社の財務、法務又は営業等の業務内容について、現に職務権限を保有又は関与している場合
- (2) 応募事業者（法人にあっては、その役員又は役員に準ずる者）の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である場合
- (3) 委員としてふさわしくない非行事由があったと認められる場合
- (4) その他、委員に審議等の公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合

3 市長は、委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、新たな委員を任命することができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

（委員等の責務）

第 3 条 委員及び臨時委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員及び臨時委員は、直接間接を問わず、応募事業者及び応募することが見込まれる企業の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、横浜市は、委員及び臨時委員が接触した応募事業者を審査対象外とする。

4 委員及び臨時委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。た

だし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

- 5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。